

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 シャローム ミルトスの木鶴ヶ峰本町 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人アドベンチスト福祉会が開設するシャローム ミルトスの木（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援2の者（以下、「要介護者等」という。）であって認知症であるもの（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、事業所の介護従業者（以下「従業者」という。）が、当該共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、認知症であって要介護者等となった場合においても、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、住み慣れた環境での生活の継続を支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称、シャローム ミルトスの木鶴ヶ峰本町
- 2 所在地、横浜市旭区鶴ヶ峰本町2-4-1-9

第2章 職員の員数、及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。職員の勤務状況で介護業務に対応する。
- (2) 1階ユニット 計画作成担当者 1名以上（常勤および非常勤介護従事者の中から兼務）
2階ユニット 計画作成担当者 1名以上（常勤および非常勤介護従事者の中から兼務）
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）の作成等を行い、自らも介護従事者として勤務する。連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。
- (3) 1階ユニット 介護従業者 9名以上（常勤5名 非常勤4名）
2階ユニット 介護従業者 9名以上（常勤5名 非常勤4名）
介護従業者は、運営基準に従って利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第3章 利用定員

（利用定員）

第5条

事業所の居室及び定員を以下に定める。

1階ユニット 9人 1室1名（個室）

2階ユニット 9人 1室1名（個室）

（定員の遵守）

第6条

災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。

第4章 （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の内容

（受給資格等の確認）

第7条

- 1 サービスの提供を求められた場合には、介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の介護保険被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

（入退居）

第8条

- 1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護者又は要支援2の者（以下、「要介護者等」という。）であって認知症の状態にある者のうち、次の各号を満たす者とする。
 - (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症状を有するものであることの確認を行う。

- 3 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 4 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 5 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居の記録の記載)

第9条

管理者は、入居に際しては入居の年月日及び入所している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(入居者に関する保険者への通知)

第10条

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしていとき。

(調査への協力)

第11条

事業者は、提供した事業に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な事業が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(介護計画の作成)

第12条

- 1 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」)の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容を説明し、文書により同意を得る。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画等の作成に当たっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、介護計画に基づいて提供されるサービスの実施状況の評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(介護の内容)

第13条

- 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させ、又は清拭

する。

- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護職員が共同で行うよう努める。

(相談及び援助)

第14条

入居者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第15条

- 1 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(勤務体制の確保等)

第16条

- 1 利用者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護等を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上

(協力医療機関等)

第17条

利用者の病状の急変及びサービス提供体制の確保等のため、協力（歯科）医療機関を以下に定める。（以下協力医療機関等という）

協力（歯科）医療機関等

- (1) 横浜鶴ヶ峰病院
- (2) 神奈川病院
- (3) 中希望が丘診療所
- (4) 上白根病院
- (5) みんなの天王町クリニック
- (6) たかなし歯科医院

(看護の内容)

第18条

利用者の日頃の健康管理はもとより、協力医療機関との連絡連携を図るための支援をする。

第5章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第19条

- 1 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護等の利用料は、各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 ただし前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。詳細は別紙、料金表のとおりとする。

- (1) 部屋代
- (2) 食材料費
- (3) 水道光熱費
- (4) 管理費
- (5) 日用品費
- (6) 理美容代
- (7) おむつ代
- (8) 行事費

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 上記利用料に関する具体的な額は、その月の前月に「利用料金表」を提示する。
- 5 月の中途における入居または退居に係る家賃、水道光熱費、管理費については日割り計算とする。
- 6 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(利用料に含まれない費用)

第20条

前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

第6章 入退居に当たり、利用者が留意すべき事項

(保証人の設定)

第21条

入居者は入居に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

(日課の励行)

第22条

利用者は常勤介護職員の作成した介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第23条

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出る。

(健康保持)

第24条

入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は特別な理由が無い限り受診する。

(衛生保持)

第25条

入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第26条

- 1 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
 - (6) 同時に入居している他の利用者に関する秘密を、漏らすこと。
- 2 上記各号に該当する場合は、入居者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

第27条

- 1 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は入居者及びその保証人に退去を勧告する場合がある。
- 2 サービス提供契約書及び介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意又は重大な過失により事業所が請求する法定代理サービス費やその他のサービス費用などを指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 入居者が当該認知症対応型共同生活介護等の対象でなくなった場合、又は保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞無く保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

第7章 災害対策および非常事の対応について

(非常災害および感染症蔓延時の対策と業務継続計画の策定)

第28条

- 1 事業所は、非常災害の発生や感染症蔓延時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続計画に基づき、年に2回以上は避難救出その他必要な訓練（シミュレーション）等や研修を行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時等における対応方法)

第29条

従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条

- 1 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

第8章 その他事業の運営に関する重要事項

(掲示)

第31条

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、事業者の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第32条

- 1 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条

- 1 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第34条

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第35条

事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第36条

- 1 認知症対応型共同生活介護等の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第38条

- 1 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(重度化した場合の対応)

第39条

1 利用者が重度化した場合の対応にあたっては、利用者の意思ならびにご家族の意向を尊重し必要な支援を行う。その際、利用者およびご家族と事業者との間で十分に話し合いを行い、相互に同意された内容について確認を行ないながら、多職種協働により利用者およびご家族への支援をする。

(1)急性期には、主治医若しくは提携する医療機関の指示により適切に対応する。また看護師による24時間連絡を確保し、急な容態の変化に対応する。

(2)入居者の身体状況が重度化し医療的ケアの必要が生じた場合には、ご家族や主治医と協議しその身体状況に適した施設を提案する。また、他施設への入所に当たっては必要な支援を行う。

(3)入院期間中の介護保険サービスに関する費用および居住費・食費等の取り扱い
入院期間中の、介護保険サービスに関する費用は法令に基づき対処する。また食費、家賃、水道光熱費、管理費は日割り計算とする。

(4)入居者および身元引受人等がホームでの「看取り」を希望した場合には、「看取り指針」についての説明を十分に行い、同意を得ることができれば「看取り指針」に則した看取りを行う。

(苦情処理)

第40条

1 提供した認知症対応型共同生活介護等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した認知症対応型共同生活介護等に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

3 提供した認知症対応型共同生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の方法)

第41条

1 本事業の会計処理は、指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針により行う。

2 職員の福利厚生費や通信にかかる費用等、社会福祉法人アドベンチスト福祉会の他の事業に係る費用と明確に区分できない費用に関しては、収入額や人件費などの適切な指標を用いて按分する。

(記録の整備)

第42条

1 事業者は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。

(衛生管理等)

第43条

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域等との連携)

第44条

認知症対応型共同生活介護等の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。運営推進会議は、概ね二カ月に一回開催する。

(外部評価)

第45条

事業所はおおむね1年に1度評価機関が行う、外部評価を受けるものとする。(但し、外部評価について、回数の緩和に該当する年についてはこの限りではない)

(業務継続計画の策定等)

第46条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第47条

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人アドベンチスト福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成17年 1月1日より実施する
この規程は平成18年10月1日より実施する
この規程は平成21年10月1日より実施する
この規程は平成23年 7月1日より実施する
この規程は平成23年12月1日より実施する
この規程は平成27年10月1日より実施する

この規程は平成28年10月1日より実施する

この規定は平成30年4月1日より実施する

この規定は令和4年9月1日より実施する

この規定は令和5年11月1日より実施する

この規定は令和6年8月1日より実施する

この規定は令和6年12月1日より実施する